

メール送付のみ  
事務連絡  
令和5年2月2日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
専務理事 松崎 宏則

改正改善基準告示に関する荷主向けパンフレットの送付先の収集について  
(ご協力お願い)

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、令和6年4月から改正改善基準告示が施行されることを受けて、荷主宛てに改正改善基準告示に関するパンフレットを送付いたします。

つきましては、現在、当協会にて保持している荷主の送付先を更新いたしたく、各都道府県トラック協会にて、最新の荷主送付先を2月24日(金)までに収集いただければと思います。

なお、荷主送付先の収集にあたって、当協会では、このたび新たに下記の「改正改善基準告示に関する荷主向けパンフレットの送付先入力フォーム」を作成しました。各都道府県トラック協会ホームページ等において、本フォームを活用いただき、収集いただければと思います。

業務ご多忙の中、恐れ入りますが、何卒よろしくお願いいたします。

■ 「改正改善基準告示に関する荷主向けパンフレットの送付先入力フォーム」

・ URL

<https://jta.or.jp/ninushi-jyoho.html>

・ QRコード



※本フォームに入力した荷主送付先は、直接、当協会に届く仕組みとなっています。  
※上記のURL、QRコードを貴協会の広報誌やホームページの会員専用ページへリンクいただき、会員事業者のお取引先である荷主の送付先を収集いただければと思います。

◇本件お問合わせ先

電話：03-3354-1037 (企画部)